

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第47号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和32年香川県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 条例別表第2第1号(2)から<u>(8)まで</u>（<u>(5)を除く。</u>）及び<u>(11)</u>、第2号(1)、(2)、(4)、(6)及び(7)並びに第3号に掲げる基準に適合すること。</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 営業施設の基準</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 条例別表第2第1号(2)から<u>(7)まで</u>及び<u>(10)</u>、第2号(1)、(2)、(4)、(6)及び(7)並びに第3号に掲げる基準に適合すること。</p>
<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 水を使用する営業車には、使用水量に応じた容量の蓋付きの貯水タンクを備えること。この場合において、その内部は、容易にさびない不浸透性材料で作製、かつ、清掃しやすい構造としなければならない。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 条例別表第2第1号(1)、(3)、<u>(8)</u>、<u>(10)</u>及び<u>(11)</u>並びに第2号(1)、(2)、(4)、(5)及び(7)に掲げる基準に適合すること。</p>	<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 営業施設の基準</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 水を使用する営業車には、使用水量に応じた容量のふた付きの貯水タンクを備えること。この場合において、その内部は、容易にさびない不浸透性材料で作製、かつ、清掃しやすい構造としなければならない。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 条例別表第2第1号(1)、(3)、<u>(7)</u>、<u>(9)</u>及び<u>(10)</u>並びに第2号(1)、(2)、(4)、(5)及び(7)に掲げる基準に適合すること。</p>
<p>別表第3（第4条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例別表第2第1号(1)、(3)及び<u>(10)</u>並びに第2号<u>(同号(3)及び(8)を除く。)</u>に掲げる基準に適合すること。</p>	<p>別表第3（第4条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 営業施設の基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例別表第2第1号(1)、(3)及び<u>(9)</u>並びに第2号<u>(1)、(2)及び(4)から(7)まで</u>に掲げる基準に適合すること。</p>

別表第4（第4条関係）

1 略

2 略

条例別表第2第1号(1)から(5)まで及び(9)から(14)まで、第2号並びに第3号に掲げる基準に適合すること。

別表第4（第4条関係）

1 略

2 営業施設の基準

条例別表第2第1号(1)から(4)まで及び(8)から(13)まで、第2号及び第3号に掲げる基準に適合すること。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。